

会 議 録

会 議 名	令和 6 年度 第 2 回 目黒区環境審議会
日 時	令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 6 時 30 分～午後 8 時 25 分
会 場	目黒区総合庁舎本館 2 階 大会議室
出 席 者	委員）前田委員、成田委員、湯淺委員、木村委員、坂元委員、武藤委員、 細貝委員、比護委員、小林委員、古賀委員、岩富委員、藤原委員、 原委員、谷田部委員、篠塚委員、吉岡委員 合計 16 名 区職員）環境清掃部長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、清掃事務所長 合計 4 名
傍 聴 者	0 名
配 付 資 料	（事前送付） 資料 1 区内全域の路上喫煙・歩行喫煙禁止の進め方について 資料 2 ハクビシン等相談・捕獲処分事業の実績報告について 資料 3 令和 6 年度目黒区エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について 資料 4 「多摩の森」活性化プロジェクトへの参加について（別紙資料あり） 資料 5 特別区における再エネ電力共同購入への参加について 資料 6 電気自動車（EV）を活用した脱炭素社会の推進と災害時給電に係る連携協定の締結について 資料 7 目黒区一般廃棄物処理基本計画に基づく令和 6 年度の取組状況について （机上配布） 資料番号なし 目黒区環境審議会委員名簿 資料番号なし 目黒区環境審議会委員座席表 資料番号なし 本日の議事についてのご意見
会 議 次 第	1 開 会 2 議 題 （1）区内全域の路上喫煙・歩行喫煙禁止の進め方について （2）ハクビシン等相談・捕獲処分事業の実績報告について （3）令和 6 年度目黒区エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について （4）「多摩の森」活性化プロジェクトへの参加について（別紙資料あり） （5）特別区における再エネ電力共同購入への参加について （6）電気自動車（EV）を活用した脱炭素社会の推進と災害時給電に係る連携協定の締結について （7）目黒区一般廃棄物処理基本計画に基づく令和 6 年度の取組状況について 3 その他 4 閉 会

会議の結果 及び 主要な発言	1 開 会 (1) 出席者数及び定足数の確認 (2) 会議公開の取扱いの確認 (3) 傍聴希望者の確認 (4) 配布資料の確認 (5) 連絡事項（審議会の進行方法等） 2 議題 （報告事項） (1) 区内全域の路上喫煙・歩行喫煙禁止の進め方について (2) ハクビシン等相談・捕獲処分事業の実績報告について (3) 令和6年度目黒区エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について ○事務局 （資料1～3に基づき説明を行った。） ○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。 ○委員 ・報告事項1への質疑 ① 現状、喫煙所を設置してくれる事業者がいなかったり場所がなかったり苦労していると聞いているが、どのような想定で設置場所やエリア拡大を検討しているのか。 ② 駅14か所というが、民間企業や鉄道会社と共用するのか、駅ごとに柔軟な対応するのか、どのような方針か。 ・報告事項2への質疑 ① 年度に1回限り無料とあるがその理由は、2回目は住民負担になるのか。何か別の制度で受け皿があるならば教えてほしい。 ② 箱わな設置期間を延伸したとのことだが、動物の習性による等の根拠はあるのか。捕獲するまで常設することはできないのか。 ○事務局 ・報告事項1への回答 ① 喫煙所整備については、区が設置する公衆喫煙所と民間事業者が整備した喫煙所広く区民に開放してもらう指定喫煙所の2パターンがある。今年度は20ヶ所以上の区内事業者に交渉し、結果的に先ほど報告した指定喫煙所が1か所増え、区民に広く活用してもらっている状況である。今後も公衆喫煙所の整備を検討しつつ、民間事業者への協力も依頼しながら整備を進めていく。 先ほど説明したとおりこれまでは喫煙所整備に係る費用のみを補助してきたが、来年度からは喫煙所を運営するための維持管理補助に加え、喫煙所内の設備等を改修する費用も補助し、3種の補助制度で民間事業者に協力を求めている
-------------------------------	---

たいと考えている。現状、重点的に整備するエリア等は考えていないが、苦情の多い地域である目黒駅や池尻大橋駅周辺のほか、駅には限らず子どもの通学路・通園路といった道沿いで店舗等の敷地内ギリギリにたばこの灰皿を設置しており、喫煙するには路上に出ないと使えず、歩行時に危険な場所などもあり、そういったところも含めて喫煙所の整備に向けてお願いをしている状況なので、今後新たな補助金を使いつつ進めていきたいと考えている。

- ② 駅周辺での喫煙所の整備は駅の敷地内等近くあることが望ましいが、鉄道会社の考え方もあり難しいところである。ただ、学芸大学駅では高架下の一部を使って公衆喫煙所を設けている事例もあり、そのような例も踏まえ進めていきたい。あわせて、駅敷地内に限らず駅近くのコンビニエンスストアやたばこ店を始めとした民間事業者にも協力を求めている。

・報告事項 2 への回答

- ① ハクビシン等の捕獲にあたっては被害家屋の現地調査を行い、必要に応じて箱わなを設置しているが、区事業の利用を 1 回としているのは限りある予算の中で広く区民に利用してもらうためである。
- ② 箱わなを長く設置しても捕獲率が上がる訳ではないので、必要に応じて専門業者に確認しつつ、期間を設定している。

○委員

・報告事項 1 への追加質疑

- ③ 喫煙所の整備方針について、屋根のない喫煙所だと見た目の問題や受動喫煙のリスクや周辺のたばこの臭いへの懸念等もあると思うが、屋外閉鎖型のトレーラーハウス型の喫煙所を設置する予定はあるか。

○事務局

・報告事項 1 への追加回答

- ③ 目黒区でも以前はパーテーションで囲ったのみの屋外喫煙所もあったが、現在は屋外に匂いも煙も出さない閉鎖型を基本としており、建物の屋内スペースを区切るか、建物に外付けするか、トレーラー型を設置する方法で進めている。

○委員

路上喫煙・歩行喫煙、喫煙マナーの普及啓発とあるが、コロナ禍以降は区内に外国人客が増え、日本人よりも外国人の喫煙者が多いように思う。外国人に対する普及啓発どのようにしていくのか。

○事務局

都心に近い目黒区の立地で外国人が多いというのは認識している。現状、路上や壁に貼ることのできる外国語のステッカーで啓発に努めているが、委員ご指摘のとおり重要な課題なので、何か国語を揃えるか、どのような表現ができるか等、十分に検討していく。

○委員

路上喫煙禁止にあたり、区内各駅・隣接駅に喫煙所を整備することは喫煙者の権利を守るために必要だと思っているが、喫煙所を整備が遅れた場合に条例改正も延伸する可能性があるか。

○事務局

喫煙所を 1 つでも増やすため進めているが、万が一、喫煙所を整備が間に合わない場合も条例改正を先延ばしにする予定はない。民間企業が公開している喫煙所マップによると現時点で区内に 300 か所以上の喫煙場所があり、喫煙できる場所がまったくないという訳ではなく、必ずしも 11 か所の喫煙所が増設できなければ条例改正しないというわけではない。

○委員

喫煙所を整備できずとも条例改正して路上喫煙禁止にするというのはいささか乱暴に感じているが、この場で各委員がどう思うか質問しても差し支えないか。

○会長

質問しても良いと思う。ただ、一人一人に聞くわけにはいかないので多数決のような形はどうか。

○委員

それをお願いしたい。区は現在 20 か所の喫煙所整備に向けて進めているが、整備できなかった場合に民間企業のマップ等を活用して喫煙所を周知するというのは趣旨が異なると考えている。喫煙所整備が遅れた場合も路上喫煙禁止の条例改正は予定どおり令和 8 年度に行うべきと思う方は挙手をお願いしたい。

➡多くの委員が挙手（喫煙所整備が遅れても条例改正すべき）。

○事務局

区としては喫煙者と非喫煙者の共存を目指している。整備がなく規制が始まるように聞こえてしまうかもしれないが、今年度も区内 20 か所を超える地道な説得をしており、整備に向けてこの 1 年間で費やしたということははっきり申し上げたい。その中で喫煙所整備が進まない理由も明らかになり、整備費補助だけでなく管理費補助が必要という意見を様々な民間業者から聞き取り予算要求もしている。この 1 年で集めた情報を武器に、喫煙所整備を着実に進め、それと並行して条例改正も来年度から始めたい。決して喫煙者をなおざりにしているわけではないことを理解いただきたい。

○委員

民間業者の指定喫煙所に喫煙所を目的として入る人がどれくらいいるのか検証ができないと、そこに莫大なお金を費やすことが有効なのか疑問である。一方で駅には喫煙所があった方がいいと思う。喫煙者に「駅に行けば吸える」という感覚ができると「駅までは我慢しよう」となるかもしれない。それあたっては鉄道会社と連携できることが望ましく、区単独ではなく特別区や都など広域で交渉することも必要だと思うがどうか。

○事務局

委員ご指摘のとおりで、駅に整備したいという気持ちは同じだが、たばこは火を扱うため鉄道会社として慎重になる側面もある。また広域で連携することについては、区内全域で路上喫煙を禁止しているのが23区中9区に留まり、足並みが揃っていない状況にあり難しい。一方で、自由が丘のように目黒区と世田谷区が隣接している地域においては、世田谷区側の喫煙所の改修工事期間に目黒区側の喫煙所の利用を推奨する掲示を出すなど個別に連携している実績もあるので、隣接地域を中心に連携を進めていきたい。

○委員

鉄道会社の立場からすると、全区一致とはいかなくとも複数の区で持ち掛けないと個別対応は難しいのではないかと。ある程度の複数区もしくは東京都として定期的に鉄道会社に話を持ちかけることで、約15年周期の駅をメンテナンスするタイミングで鉄道会社側に喫煙所のことを思い出してもらえそうな関係作りをできると思う。

○事務局

委員のご意見のとおり今後検討を進めていきたい。

○委員

① 規制するたばこの種類は？

② 路上喫煙禁止の周知方法として、現在路上喫煙禁止区域内の電柱に掲示してあるものが目立っているように思うが、その他にどのような周知を図っているのか。

③ 隣家で金魚を大量に食べられる被害があり、箱わな設置をしてもらっていたがハクビシンとアライグマで罠やエサは共通なのか。リング1個で捕まるのか。

○事務局

① 紙たばこに加え加熱式たばこを規制の対象と考えており、医療機器に分類される電子たばこは対象外とする見込み。

② 路上に貼付するステッカー等で周知を行っている。今後の区内全域の路上喫煙禁止に向けては、イベント等での周知や住民団体への説明等を検討していく。

③ ハクビシンとアライグマの箱わな及びエサは同じものを使用している。専門業者によると、リングは生の果物ということで香りが良くハクビシン等が大変好むと言われており、今年度エサとして使用してきたものである。

○会長

たばこ関係は条例改正も見据えた大変重要な案件であり、今後もまた委員の皆さんの意見を伺う機会があればいいように思う。

(4) 「多摩の森」活性化プロジェクトへの参加について（別紙資料あり）

(5) 特別区における再エネ電力共同購入への参加について

(6) 電気自動車（EV）を活用した脱炭素社会の推進と災害時給電に係る連携協定の締結について

	○事務局 (資料 4～6 に基づき、説明を行った。) ○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。 ○委員 リバースオークションについて、単独と共同の違い並びに資料に記載の新宿区・板橋区の別の手法とはどのようなものなのか。 ○事務局 単独実施はエネオクという制度を使っている事業に単独で参加するもので、共同実施は特別区で共同して参加するもの。資料に記載の別手法は目黒区でも行っている「非化石証書の購入」などであり、オークションと異なり安くなることはない。 ○委員 オークション結果は 9 施設だが、総合庁舎や学校といった施設が増えればもっと安くなる見込みがあるのではないか。 ○事務局 委員ご指摘のとおりで、今回初めてリバースオークションに参入してみたというところなので、今後施設を増やしていくことも検討していく。また、区有施設に太陽光パネルをつけて電力を地産地消するという考え方もあり、そういった手法も含めて検討していきたい。 ○委員 基本的にはすべて賛成だが、今話のあった地産地消の話として電力もあるが水素も都知事が支援すると言っている中で、再エネを購入して水素を作るということも考えられるが区として将来的なビジョンはあるか。 ○事務局 環境基本計画に沿って進めていく。現時点で水素の活用について具体的な方向を定めているわけではないが、水素は今後検討していくべき課題の 1 つとして認識している。 ○委員 水素だけでなくどのような再エネも普及させる一方で、出来上がった再エネをどう利用していくかを考えることが大事だと思う。 ○事務局 区内で再エネを作るとなると太陽光パネルをメインに進めていかざるを得ないという考えが根底にある。委員から提案のあった水素については、清掃事業車に水素自動車を使うという検討もあったが、水素を積むと車が大型になり、狭小路地の収集時に破損の可能性が高いという話になった。また、水素のごみ収集車は改良進んでいるものの依然として故障も多いという情報も入ってきており、区として手を出すのは時期尚早と判断した。引き続き必要な情報を収集して時期を見極めて再エネを取り入れていきたい。地産地消した再エネをどのように使うのかを考えないとロス
--	--

が大きく、太陽光パネルを設置する場所についても耐荷重の問題など課題が多い。ただ、様々な課題あっても区として立ち止まる考えはないので、新たな設備を導入するための情報収集を日々行い、効率的に発電したものを消費できるシステムも含めて検討していきたいと考えている。

○委員

オークション形式を見ると再エネは価格の安さだけで決まっているように見えるが、再エネの質に懸念はないのか。

○事務局

リバースオークションへの参加事業者には条件を付すことができ、今回は再エネ100%の事業者を選定している。今回の落札事業者は再エネのみを扱う事業者であると聞いているので、その意味で安心はできると認識している。

○委員

多摩の森活性化プロジェクトについて、東京にある森林を都全体で盛り上げていくというプロジェクトに参画することは非常にいい取り組みであると思うが、その中で確認したいことが2点ある。

- ① 負担金が1区746万とあり、森林環境譲与税は自治体により分配額異なるはずだが、自治体の規模感に加味せず全自治体で一律の金額なのか。
- ② 区ではこれまでも森林環境譲与税を使って取り組みをしてきたのではないかとと思うが、これまでの取り組みをやめて当該プロジェクトに新規参画したのか、それともこれまでは使いきれなかった部分で今回新たに参画したのか。これまでの森林環境譲与税の使途と今回の新規参画に至ったスタンスを聞きたい。

○事務局

- ① 現時点では区の人口や面積に関わらず一律の金額となっている。まだ走り出しのプロジェクトであり、山積する課題の中でどうにか作り上げたものと認識しており、現段階では条件によって金額が変わるといった話はない。
- ② 森林環境譲与税の今までの使い方として、区の工事で床材・壁材・木製の家具といった木材を使う場合に活用してきたほか、苗木を買って区民に配布したり、学校が八ヶ岳で林業体験を行ったりしてきた。財源が徐々に増えており来年度以降は3400万円の見込みで、この機に今後の活用方法について新たに検討し始めたもので、これまでの取り組みをやめるつもりはないが、区有施設の工事や改修のタイミングにより、森林環境譲与税を活用する割合は変動していく可能性があるという認識している。

(7) 目黒区一般廃棄物処理基本計画に基づく令和6年度の実施状況について

○事務局

(資料7に基づき、説明を行った。)

○会長

気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。

○委員

衣類回収プロジェクトの総合庁舎のボックス置き場は 6 階より 1 階の方が区民の目に付きやすく利便性もいいと思うが、6 階に設置している意図を教えてください。

○事務局

委員ご指摘のとおりではあるが、衣類は非常に嵩張るので回収ボックスがすぐに満杯になってしまい、その都度職員がボックスの衣類を取り出して別の保管場所に移す作業を 1 日 1~2 回行っている。執務室の近くにボックスを置くことで管理が容易になること、また、1 階はお客様も多く動線も錯綜しており設置場所に難儀した結果 6 階に置いている状況。ただし、今後も区民の利便性等を考慮し 1 階への設置を含め検討していきたい。

○会長

報告事項 7 に限らず全体を通して意見がある方が入れば承る。

○委員

報告事項になかったことで聞きたいのだが、過日ペットボトル回収の中間処理施設を見学にいったが、目黒区から出るペットボトルはとても綺麗で容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」と言う。）にかなり高額で売れているということで、その収入を回収費用等に充てることで使用する税金を減らしているという話を聞いた。先日、新聞で大田区がペットボトルの水平リサイクルを進めるという記事を見たが、目黒区でも容リ協に売るよりは多少安価だとしても飲料メーカー等の事業者に売ることによって CO2 削減に繋がるモチベーションが上がるような活動、他区でやっていない驚きのある取り組みを実施することは考えていないか。

○事務局

目黒区の資源回収、普及啓発が大事というのは仰るとおりで、プラ回収は日用品やアンモニアにリサイクルしているところで適宜適切に PR していく。

ペットボトルの質がよく評価してもらっているのは事実であり、実は業者による競争が起きていて、目黒区のペットボトルは上位価格で取引されている実態がある。入札によって落札して適宜リサイクルをするが、最大手のリサイクル業者、いわゆる大手飲料メーカーのバックについているような業者が取ってくれている状況で、現状 7 割は水平リサイクルされている。ペットボトルの質については自動販売機等の事業系の質が良くないとされており、業者が回収のための企業努力をしているところだが、自治体の住民レベルであればほぼ 9 割水平リサイクルできると聞いている。この実態からほぼ水平リサイクルできている状況かつ買取価格も上位であり、特定の事業者と組んで状況がさらに良くなるかというところまでではないと考えている。今現在行っている区民への普及啓発を続け、正しくきれいにリサイクルしてもらうことを維持するのが効率的なペットボトルのリサイクルであると考えてい

	る。 ○委員 引き続き、容り協にペットボトルを出すということか。 ○事務局 お見込みのとおり。 ○会長 意見が出尽くしたようであれば質疑を終了としたい。 3 その他 ○事務局 次回の環境審議会の開催予定は未定だが、令和7年6月30日を以て現任委員は任期満了となるため、その間に臨時開催がない限りは本日が最後の審議会となる。感謝申し上げます。 4 閉会 ○会長 活発な意見をいただき感謝申し上げます。審議会の意義を達成できたように思う。本日の議事について意見や質問があれば、資料番号なし本日の議事についてのご意見に記入の上、3月11日（火）までに事務局へ提出いただきたい。 以上で令和6年度第2回目黒区環境審議会を閉会する。
--	--

以 上